

ID: 41

担当部署: 教育委員会事務局 生涯学習課

処分の概要	使用料の減免		
例規名 根拠条項	柴田町公民館条例 第10条		
例規番号	平成17年条例第23号		
【基準】 第10条の規定による。 (使用料の減免) 第10条 町長は、特別の理由があると認める場合は、使用料の全部又は一部を免除することができる。			
標準処理期間	3日		
備考			
設定年月日	令和3年12月28日	最終変更年月日	年 月 日